

## ● 韓国IPGの活動

・第29回韓国IPGセミナー「韓国における冒認出願対策」を  
開催しました 01

## ● IPを知る

IPニュース

05

「新・知財最前線は今」

06

- 人工知能は、エジソンになれるのか？
- 韓国の知的財産法改正手続き
- 韓国デザイン保護法の保護対象拡大



## NEW 韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



## 事務局からのお知らせ

すっかり冬本番を迎えましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？ ジェトロ韓国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>) には、最近の韓国知財ニュースや法改正情報、判例解説などを掲載しています。是非ご覧ください。



## CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



## QUIZ 知財トリビア!

2021年11月30日に開催された、第21回日韓特許庁長官会合では、ある分野での協力で合意されました。この分野は何でしょうか。

①SDGs ②マイクロプラスチック ③カーボンニュートラル

※ 回答は(6頁)下部に掲載しています。

## ● 韓国IPGの活動

## 第29回韓国IPGセミナー「韓国における冒認出願対策」を開催しました



韓国では、商標ブローカーなどによる制度悪用などに対して、審査登録段階で積極的な対処を行うための商標法改正や、韓国政府機関の取り締まり活動の努力などにより、冒認商標出願の問題が、過去に比べて少なくなりつつありますが、それでもなお日本企業の冒認商標と疑われる事例はしばしば発生しています。

このような状況の下、ジェトロソウル事務所では、韓国の商標制度や冒認出願対策に関する最新の情報を容易に把握できる「韓国における冒認出願対策リーフレット」を作成、2021年10月に公表しており、これを皆様に広くご活用いただきたいと考えています。そこで、2021年11月12日に、第29回韓国IPGセミナー(特許庁委託事業)をソウルにて開催し、「韓国における冒認出願対策リーフレット」の作成に携わった特許法人NAM&NAMの趙 聲蓮(ジョ・ソンヨン) 弁理士、東 宣秀(トウ・ソンウ) 商標弁理士から、「韓国における冒認出願対策」と題して、ご講演いただきました。加えて、ジェトロソウル事務所副所長土谷慎吾から、最近の韓国知財ニュースとSJC建議事項について紹介しました。今回のセミナーは、新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、SJC(ソウルジャパンプラ) 大会議室に少人数が参加するとともに、それをウェブ中継する、オフライン、ウェビナー併設型で行いました。以下、主な内容を紹介いたします。

## ● 韓国における冒認出願対策

- 特許法人NAM&amp;NAM

## 冒認出願に対する韓国の現況

## 1. 冒認出願とは

韓国商標法上で、「冒認商標」に対する明確な規定はありません。「悪意をもって出願された商標」ということから考えれば、商標法34条1項13号がその定義に属するといえます。



趙 聲蓮 弁理士



東 宣秀 商標弁理士(豪)

2. 韓国特許庁の商標ブローカー対策

冒認出願は、商標ブローカーによる出願と、そうでない出願人による出願とに大別することができます。商標ブローカーは、他企業の認知度の高い商標を、先取り出願、登録して、その他企業または第三者に売り飛ばしてしまうやっかいな存在です。韓国では、商標ブローカーの存在が 2010 年に入ってニュースに取り上げられるようになりました。こうした商標ブローカーの動きに対し、韓国特許庁は、様々な制度を導入し

(表) 近年における主な商標ブローカー対策

◎ 使用意思のない無分別な商標先取り目的の商標出願防止	
使用意思確認制度 (2012年3月)	審査官は、出願商標の使用意思について合理的疑問があれば、使用計画書の提出要請が可能
出願手数料加算制 (2012年4月)	指定商品の過多指定に、出願手数料の追加請求
商標使用制限規定 (2014年6月)	共同経営者、投資家、委託研究事業者など利害関係人の無断出願を防止
◎ 小企業の商号を商標登録し、合意金を迫るなどの行為を防止	
先使用权の拡大 (2013年10月)	先使用企業の名称や商号に商標権の効力が及ばない
消審判請求人の拡大 (2016年9月)	何人も請求可能

(出所) セミナー講演資料

て冒認出願対策を施してきました(上表参照)。

また、韓国特許庁では、2013年12月から悪意の商標出願被害申告サイトを開設し、被害者が気軽に相談などできるよう、窓口を設けて運営しています(申告件数: 2014年70件、2015年45件、2016年20件)。こうした相談や商標の使用意思において合理的な疑問のある出願人を選定し、情報共有を図ることで、特定の出願人に対して、審査官による職権調査などを行い、悪意の疑われる出願商標に対しては、登録を拒絶を強化するなど、監視を強化しています。あと、商標出願および紛争事例を分析して冒認出願をモニタリングし、冒認出願による被害防止に向けた様々な広報活動を継続的に展開しています。こうした取り組みの成果として、2015年以降は、商標ブローカーと思われる出願人からの出願や登録が激減(出願: 2014年6,319件→2015年400件、登録: 2014年149件→2015年90件)しています。

3. 審査官による職権調査

審査官は、本願商標と同一・類似し、国内または外国の需要者らに特定人の商品を表示するものであると認識されている標章を発見した場合、指定商品・役務との類似性を考慮して、商標法第34条1項13号に基づいて拒絶通知を送付します。これに対し、商標出願が不当な目的ではないことを出願人が書面で証明しない限り、出願は拒絶されます。

4. 韓国の海外商標ブローカー対応

実は、他国へ進出している韓国企業も被害者の立場として現地プロ

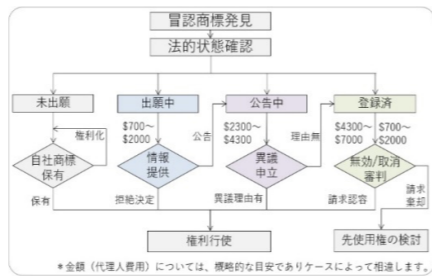
ローカーからの被害が急増していることから韓国特許庁傘下の知識財産保護院などで、そうした海外ブローカーの先取り対応として、K-ブランド保護基盤構築支援事業をおこなっています。しかし、被害件数は年々増加(2016年535件→2020年3,457件)しており、対象エリアも中国からASEANを含む地域に広がっているのが現況です。

冒認出願への商標法上の対応

1. 対応フロー

冒認商標に対しては、事前に出願を行うこと、適切なモニタリングを実施し情報提供を行うことなど、できるだけ早期に対応すればするほど、より少額の費用で対応することができます(上図参照)。

(図) 冒認商標発見時の対応フロー



(出所) セミナー講演資料

2. 商標制度上の関連規定

冒認商標出願に適用しうる韓国商標法の関連規定は、a.周知商標に抵触(34条1項9号)、b.著名商標に抵触(34条1項11号)、c.需要者欺瞞(34条1項12号)、d.不正な目的での使用(34条1項13号)、e.信義則に反する(34条1項20号)、f.条約当事国の登録商標の無断出願(34条1項21号)の6つが挙げられます。このうち、冒認出願の防止そのものを狙った条文として、不正な目的での使用(34条1項13号)と信義則に反する(34条1項20号)について条文と適用要件を以下にまとめます。

(1) 商標法第34条1項13号

国内又は外国の需要者らに特定の者の商品を表示するものであると認識されている商標(地理的表示は除く)と同一・類似した商標であつて、不当な利益を得ようとするか、その特定人に損害を負わそうとするなど、不正な目的で使用する商標。

・適用要件: 特定の者の商品を表示するものと認識

「特定の者の商品を表示するものと認識されている商標」であることを推定する目安として、1つ目が、「他人の商標であるという認識」があったかどうか、すなわち、その冒認出願人がたまたま同一・類似標章を出願したのか、それとも事前に認知した状態で先取り目的出願したのか、という点です。たとえば、先使用商標が創作性のある図形や造語で構成され、かつ、問題となっている出願に係る標章の外観や結合形態が先使用商標同一または極めて類似している場合、出願人は事前に認知して出願したものと判断されます。2つ目が、『不正な期待利益』を持った商標かどうか、という点です。これは、出願人に不当な経済的利益が予想されたり、特定の者の営業に妨害となった

りするか否かを基準に判断されます。その他にも先使用商標の創作性、周知性、指定商品・役務間の経済的牽連性などが総合的に検討されます。指定商品・役務間で密接な経済的牽連性があり、例えば、過去に模倣商標を出願した前歴があった場合は、先使用商標の信用に便乗し、不当な利益を期待したと推定されます。


なお、問題となっている出願の出願時期が、2007年7月1日以前の場合は「顕著に」という文言が適用され、先使用商標への認識度認定に対してハードルが上がりますので、注意が必要です。

また、認知度の認定に必要な事項として、該当商標に関する商品の売上高、マーケットシェア、広告・宣伝に費やした期間や費用、使用開始時期、使用期間、商標登録の有無や権利化の状況、ライセンス契約の有無などが挙げられますので、日頃よりこうした事項における客観的なデータの蓄積が必要です。

・適用要件: 不正な目的

商標審査基準では、a.韓国国内市場への参入を阻止する、代理店契約締結を有利に進めたり、強要したりするもの、b.著名商標の出处表示機能の希釈化、c.創作性が認められる他人の商標と同一または極めて類似、d.営業上の信用や顧客吸引力などに便乗し、不当な利得を得るもの、が挙げられています。これらに該当すれば、13号が適用となります。海外、国内である程度認識のある商標かどうか、審査官が職権で調査することは説明しましたが、両商標の比較時に、指定商品が非類似、または経済的牽連性がなくても、例えば、a.先使用商標の創作性が非常に高い、b.商標どうしの同一・類似性が非常に高い、c.冒認出願人が、先使用商標を事前に認知していた場合など、出願商標と先使用商標の指定商品間の牽連性を広く見て、不正な目的の有無が判断されます。

(表) 適用要件: 不正な目的の事例

登録商標 (出願日2015.12.11)被告	先登録サービス票(原告)
Fairmont	FAIRMONT (先使用商標1-3)  (先使用サービス票2)
指定商品: 商品類区分第25類の衣類、Tシャツ、帽子など	指定商品: シャツ、帽子、シャワー、室内用スリッパなど 指定サービス業: サービス業区分第43類のホテル業

(出所) セミナー講演資料

参考事例として、原告が自社サービス票を被告が模倣したとして、登録商標の無効を訴えた事件を紹介します(上表参照)。1審の特許審判院では、登録商標の指定商品と先登録サービス票の指定サービス業との間に経済的牽連性がないとして、不正な目的を持って出願したものと見なしにくいとの審決がなされました。一方、2審の特許法院では、創作性においては、先登録サービス票などは、本登録商標の

出願時、北米地域等で特定人のサービス業として広く知られた標章で、商標登録権者が偶然に先登録サービス票などと類似する本登録商標を自ら創作したとは見なしにくいとし、指定商品間の類似性においては、本登録商標の指定商品のうち上着、Tシャツ、帽子は、原告が先使用商標の指定商品で原告のホテル内、オンラインで販売するもの(シャツ、帽子、シャワー、スリッパ)と同一・類似し、又、ホテル業を指定サービス業とする他のホテル業者などが商品類25類に該当する指定商品で商標登録を受けている事実を参酌し、登録商標の残りの指定商品も先登録サービス票などの使用サービス業であるホテル業と経済的牽連性があると判断して不正な目的を認定しました。

(2) 商標法第34条1項20号

国内又は外国の需要者らに特定の者の商品を表示するものであると認識されている商標(地理的表示は除く)と同一・類似した商標であつて、不当な利益を得ようとするか、その特定人に損害を負わそうとするなど、不正な目的で使用する商標。

・適用要件: 同業・雇用などの契約関係若しくは業務上の取引関係又はその他の関係を通じたもの

・適用要件: 他人が使用し、または使用を準備中の商標であることを知っている

本号につきましては、韓国にも日本の商標法と同じく公序良俗規定(34条1項4号)が別途にありますが、商標それ自体又は商標の付された商品との関係から公序良俗に違反し、かつ出願・登録の過程において社会的妥当性に著しく欠如している場合にのみ適用されるといった運用のため、2014年改正法において信義則違反に対する規定(本号)が別途に新設されています。本号は、商標として機能しないドラマのタイトルや著作物には適用されませんが、他人がドラマのタイトルや著作物を商標として使用した場合、使用を準備中である場合に、適用できます。

事前予防策

1. 韓国出願の必要性

情報媒体の多様化により、日本の情報は、ほぼリアルタイムで韓国に伝わり、またその逆も可能な時代になっています。日本で有名になる前であっても韓国において冒認商標が出願される可能性があり、モニタリングや商標出願の重要性が、一層増している状況です。

2. 商標検索について

(1) 日本文字の取り扱い

現行審査基準によれば、ひらがな、カタカナで構成される商標については、韓国語に音訳あるいは翻訳され、商標法の各条文に該当するか否かを検討することが原則とされています。例えば、「おやつカンパニー」の場合、おやつは性質表示、カンパニーは法人格表示であ

るため、識別力がありません。他の例として、「すき屋」は「茶屋」という意味なので茶屋以外で使うと誤認混同を生じるおそれがあるということで拒絶理由が通知された事例もあります。日本語発音の英語表記についても、韓国である程度、理解できる単語なら各条文に該当するか否かを検討することが原則とされています。また、特に、漢字商標について、韓国の需要者は、韓国の読み方で読み、その意味も韓国で通用する意味として理解します。さらに、漢字の下に日本の読み方に基いた英語表記があるからといって、韓国の需要者がその英語表記どおりに呼称するとは断定することができません。例えば、山一電機株式会社山一 (YAMAICHI) の場合、ハングル呼称では、SANILになりますが、漢字下の「YAMAICHI」と呼称されるとは断定できないと判断されます。

**(2) キーワード(漢字の場合)の選定**

ハングル表記については、読み方が一通りのため問題ありませんが、漢字に関しては複数の「呼称」で検索すべき場合があります。例えば、日本語の漢字表記の「小川」の場合、当該漢字のハングル読みでは、「소천(ソチョン)」になります。また、当該ハングルをさらに漢英変換すると「SOCHEN」になります。ただし、これらの漢字表記や英語表記については、規則的なものではなく、現地人にしか分かりませんので、モニタリングのためのキーワードの選定や検索式の立て方などは、韓国の代理人にお尋ねいただくのが望ましいでしょう。加えて、韓国における商標検索は韓国特許庁が提供しているKIPRIS(www.kipris.or.kr)を使用すれば無料で検索可能です。IPG

**● 最近の韓国知財ニュースと2021年度建議事項(主要部分のみ抜粋)**

- 土谷慎吾 ジェトロソウル事務所副所長

**韓国知財法の改正状況**

**1. 審判請求期間、再審査請求期間の延長(特許法、商標法、デザイン保護法)**

2021年9月29日に国会本会議通過し、2022年4月20日施行予定。

これまで、30日以内だった審判請求期間および再審査請求期間を3ヵ月以内に延長することで、出願人の利便性向上を図る改正です。これまで建議事項として日本から要望してきたもので、2020年度建議事項に対する韓国政府回答に沿ったものとなります。他方、拒絶理由通知に対する在外者の指定期間延長については今回の法案に含まれていませんので引き続き求めていく計画です。

**法改正以外の韓国知財関連トピック**

**1. 有名うどんチェーン徹底後に**

今年、日系有名うどんチェーンが韓国事業から徹底した直後、閉店し

た店舗のうち、数店に居抜きで新しいうどん店がオープンしました。実際に店を訪問しましたが、看板こそ異なるものの、同じ内装に似たメニューで商品を提供していました。海外事業から撤退する際には、他社から模倣されるリスクがあることに留意すべきです。

**2. 日本のブドウ品種が韓国で生産・販売**

日本で開発されたブドウ品種が韓国に流出し、韓国の農家によって育てられ、百貨店で高い値段で売られていました。当該ブドウ品種は、日本で育成者権と商標権が取得されていました。しかし、韓国への出願はいずれも行っておらず、無関係の韓国人が、韓国で日本と同じ呼称の商標を出願しました。足元では海外事業を念頭においてないとしても、自社の権利が海外でも保護されるよう事前に検討すべきです。

(写真) 韓国で育てられた日本のブドウ品種



(出所) セミナー講演資料(2021年8月9日 FNNプライムオンライン放送より)

**3. 2021年度韓国政府への建議事項**

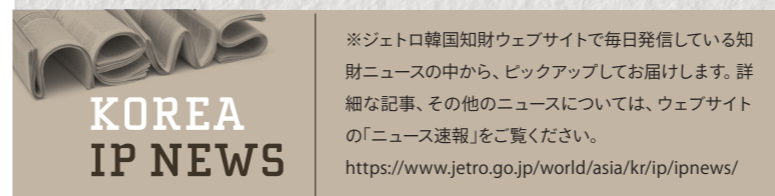
ソウル・ジャパン・クラブ(SJC)では、毎年、韓国で事業活動を行っている日系企業のビジネス上のあい路事項をまとめ、韓国政府に建議事項を提出しており、韓国IPGは、SJC知財委員会と連携して知財分野の建議事項の募集などを行っています。2021年度は、新規案件2件を含む11件を提出する予定です。

**【韓国政府発表の知財関連発行物の案内】**

ジェトロ韓国知財ウェブサイト(www.jetro.go.jp/korea-ip)を通じて、韓国政府発表の知財関連発行物の日本語訳を入手できます。2021年に同ウェブサイトを通じて公開した発行物は以下のとおりです。業務にご活用ください。

- ・ 2020年国家知識財産委員会年次報告書
- ・ 2020年度知的財産白書
- ・ 2021年上半期の知的財産権貿易収支(暫定)
- ・ 2021年度国家知識財産施行計画(案)
- ・ 技術分野別審査実務ガイド
- ・ 商標審査基準
- ・ 特許・実用新案審査基準
- ・ ソウル中央地方法院知的財産専任裁判部の訴訟手続きガイド

これ以外も、同ウェブサイトでは、ジェトロが作成した各種マニュアルや調査報告書をはじめとした様々な韓国知財関連情報を入手できますので、アクセスいただければ幸いです。IPG



※ジェトロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。  
https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/

**① デジタル時代、注目される新商品は? | 韓国特許庁(2021.8.18)**

韓国特許庁はデジタルトランスフォーメーション時代に対応し、急変する産業社会の商品取引状況を把握するため、「新規融合・複合商品の取引実態調査の結果」を発表した。調査結果によると、新型コロナウイルス及び情報通信産業技術の発展に支えられ急激に成長している3次元仮想世界プラットフォーム「拡張仮想世界(メタバース)」関連の出願が今年初めて登場した。また、製造業にデジタルを融合させた多機能化商品も著しく増えてきたが、スマートフォンアプリケーションで遠隔制御や分析情報を提供する機能が搭載された「自動カーテン制御装置、スマート卵保管箱、スマート体成分検査用体重計、スマート縄跳び用縄」などがこれに該当する。その他、実態調査の結果により目立つ商品としては、新型コロナウイルスに対処するための「殺菌機能が内蔵されたスマートフォン無線充電器、コロナウイルスの自己検査キット、浄水機能水筒、空気清浄扇風機」などの衛生清潔製品があり、1,500万のペット人口及び動物の法的地位に関する法改正の取り組みなどにより、ペット産業成長の成長が予測され、デジタル機能が搭載されたペット商品(ペット用キューブカメラ、ペット位置追跡ネックレス、ペット自動給食機)も多数含まれる。

**② 有名になったら、誰もかれも真似して出願する? | 韓国特許庁(2021.8.30)**

韓国特許庁によると、最近広く知られている他人の名前や商標を真似た商標が頻繁に出願されていることが分かった。主に自分の商品を短時間で知らせるために使う方法であり、風刺やユーモアが含まれている場合が多い。米国では、表現の自由のため、従来の商標を戯画化して表現したことが明確である場合、商品出所を混同する可能性がないと判断し、商標権侵害と認めない。ただし、既存の商標を真似た商標が、本来の商標と区別できないため混同を引き起こす可能性があり、市場において公正な競争を阻害する恐れがある場合、商標権侵害として判断している。韓国では、どう判断しているのか。韓国では、既存の商標を真似た商標の大体は、権利として認められていない。つまり、商標権として登録を受けるために出願しても拒絶される可能性が高い。ただし、商標は同一・類似の商標だが商品が異なる場合は、その商標が(1)有名な商標と混同を引き起こすか、それともネガティブな影響を与える恐れがあるか、(2)不正な利益を得るか、それとも特定の人に損害を与えようとする不正な目的を持

っているかなどを重点的に審査することになる。

**③ 相手の不正競争行為により被害を受けてもお手上げ**

| 韓国特許庁(2021.9.8)

韓国特許庁は、2021年不正競争行為実態調査(調査機関:2021年7月1日~8月12日、主管機関:KDNリサーチ)を実施した。今回の実態調査は、(1)企業対象の調査(全国における企業のうちの1,250社)と、(2)消費者対象の調査(満20歳以上の消費者1,000人)に分けて実施し、不正競争行為に対する認識と被害などの状況を調べる方式で行われた。企業対象調査の主な結果をみると、不正競争行為により直接被害を受けたか、不正競争行為者を目撃したことのある企業は12.6%と調査され、被害企業が受けた不正競争行為の類型(複数回答)は、模倣商品の制作・販売行為が86.2%で最も多い割合を占めた。不正競争行為による被害が膨大であるにもかかわらず、企業の被害対応において何も処置を取ることができない場合(47.7%)が多く、その理由は費用などの経済的負担が最も大きな割合(67.7%)を占めた。一方、消費者対象の調査結果をみると、不正競争行為により直接的な被害を受けたと回答した割合が46%に達するなど、消費者の被害も頻発になっているものと示された。特に、消費者の不正競争行為の被害において、原産地や生産地の偽り・誤認表示及び性能・数量・用途の虚偽表示による被害が37.3%で最も多かった。

**④ デジタル技術で具現される画像デザイン制度が初施行**

| 韓国特許庁(2021.10.19)

ウェブサイトの画面、外壁や道路面・人体などに表現されるイメージ、仮想現実(VR)、拡張現実(AR)の映像なども10月21日(木曜)からデザインとして出願して登録できることになる。従来は画像が表示された物品デザインのみ登録することができたが、これからは新技術を活用して空間などに表現されるデザインであり、機器の操作やその機能の発揮を含む画像は、それ自体として保護される。韓国特許庁は、関連法令の改定を通じて、情報通信用、医療情報用、防犯用、健康管理用の画像デザインなど、物品から独立したさまざまな用途や機能を持つデジタル画像デザインを保護する転機を迎えたと述べた。これにより、登録された画像デザインと形態が同一または類似するデザインを第三者が無断使用、またはオンラインを通じて転送する行為などは、デザイン権を侵害する行為に該当することとなる。IPG

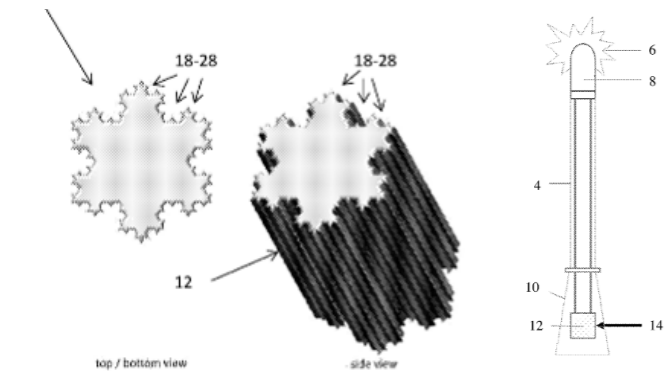
## 人工知能は、エジソンになれるのか？



ブームと冬の時代とを繰り返してきた人工知能（AI）技術は、インターネットの発達に伴うビッグデータの蓄積とディープラーニングの登場という強力な武器を手に入れたことで飛躍的な進歩を遂げ、現在いわゆる第3次AIブームを迎えています。昨今の状況を見ると、AIはもはやブームを越えて社会への実装が進んでおり、AIを「対象とする」特許出願も増加しています。一方で、AI技術の水準が高まるにつれ、AIが人間の高度な精神活動である発明や創作の領域にまで進出しつつあり、知的財産の分野でもAI「による」発明や創作が生まれた場合、それをどのように保護すべきか議論がなされてきましたが、ついに実際の例が現れることになりました。2021年6月3日、韓国特許庁は「人工知能は、エジソンになれるのか？ 特許審査の初事例」と題するプレスリリースを出し、同庁にAIを発明者とする初めての特許出願がなされたこと及びその出願に対する対処について公表しました。

### 1. 発明の概要

#### 食品容器の発明(左)と点滅ランプの発明



出典: 国際公開第2020/079499号公報

韓国特許庁によると、対象の特許出願は米国のAI開発者（出願人）が出願した国際特許出願の韓国への国内移行出願であり、この出願人が最初のAI発明者だと主張するAIプログラムの名前は「DABUS: Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience」であるとしています。

出願人本人はこの発明に関する知識がなく、自分が開発した「DABUS」が一般的な知識を学習した後、2つの発明（組み合わせやすく表面積が広くて熱伝達の効率の良い食品容器の発明、および、神経動作のパターンを模倣して点滅するランプの発明）を自ら創作したと主張しているとのこと。

※ 韓国特許庁は、出願内容を公開していないため、図面は、元となった国際特許出願の公開公報の図面を引用しています。


### 2. 韓国特許庁の対処

この出願に対して韓国特許庁は、「自然人ではないAIを発明者に記載することは特許法に違反するため、発明者を自然人に修正しなければならない」との趣旨の補正要求書を5月27日付で通知したと発表しています。韓国特許法および関連判例は自然人のみを発明者として認めており、自然人ではない会社や法人、装置などは、発明者として表示することができないためです。

また、韓国特許庁は、同庁よりも前に欧州特許庁、米国特許商標庁、英国知的財産庁においても同様の措置がとられていることにも言及し、AI発明を巡るいくつかの争点について、法制諮問委員会を立ち上げて産・学・研の意見を収集するとともに国際的な議論にも積極的に参加すると表明しています。

### 3. 今後の議論

現在の主要国における特許法の枠組みでは、発明者は自然人であるべきと解されており、今回の韓国特許庁および他国での判断もこの解釈の域を出るものではありません。しかし、今後AIによる発明や創作が一般的なものとなった場合、知的財産法による保護の在り方が改めて問われることになると思われ、今後の議論が注目されます。

なお、少し古い情報となりますが、2016年12月、韓国特許庁は「人工知能（AI）分野における産業財産権イシューの発掘および研究」と題する報告書を発行しており、この中でAIによる発明を認めるための具体的な立法案に言及しつつ、現時点での法改正は時期尚早であるとしています。この報告書の仮訳をジェトロ韓国知財ウェブサイトに掲載しておりますので、ご興味のある方は是非ご覧ください。 

日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾（特許庁出向者）  
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職



#### 知財トリアの回答

**正解は③カーボンニュートラルです。**カーボンニュートラル（炭素中立）の実現は、日中韓3か国共通の重要課題となっています。（2021年11月30日付け知的財産ニュースに掲載）

## 韓国の知的財産法改正手続き



韓国の知的財産法は、日本のそれを参考に構築された経緯があるため、日本法と類似する部分が多いといわれています。たとえば、日韓特許法で重要な条文である、第1条[目的]、第2条[定義]、第29条[特許の要件]の各規定は、条文番号まで同じで、その内容も非常に似通っていることが知的財産業界ではよく知られています。その一方、法改正の進め方は、日韓で大きく異なっているため、本稿では、韓国の知的財産法改正手続きについてご紹介します。

### 1. 日韓の法改正手続きの違い

韓国は日本と異なり国会が一院制であるという違いはありますが、法律案が国会に提出され、国会の所管委員会での審議、本会議での審議、可決・成立を経て法律が公布、施行されるという全体の流れは、日韓で共通しています。また、日韓ともに国会に法案を提出する主体によって、政府立法と議員立法とが存在するのも同じです。

日韓で大きく異なることは、日本では政府立法がほとんどで議員立法は例外的であるのに対し、韓国では逆に議員立法がほとんどで政府立法が例外的である点です。この傾向は、知的財産法に限らず全ての法域で見られ、第20代国会（2016～2020年）では、議員提出法案2万1,594本に対し、政府提出法案は1,094本にすぎませんでした（「議案情報システム」の議案統計による）。

### 2. 議員立法による法改正手続き

韓国の議員立法による法改正手続きは以下のような流れになります（韓国国会ウェブサイトに基づく）。

- 1) 提案（提出）
- 2) 委員会回付
- 3) 立法予告（パブリックコメント）
- 4) 委員会審査
- 5) 法制司法委員会 体系字句審査
- 6) （全員委員会審査）
- 7) 本会議 審議・議決
- 8) 政府移送
- 9) （大統領の拒否権行使）
- 10) 公布

※6、9は場合によって行われる手続き

注意すべきは立法予告であり、議員立法の場合、立法予告期間が10日間程度しかない場合がほとんどのため、意見を提出する場合には早急に察知し、対処する必要があります。

### 3. さみだれ式な法案提出


このように、韓国では議員立法が支配的であるのに加え、法案の提出回数が極めて多い点も特徴です。与野党の国会議員が競うように多くの法案を提出するため、同じ法案の同じ条文に対して、立て続けに異なる内容の法案が提出されることがままあります。

日本の常識では、提出された法案の完成度は高く、ほぼ原案どおり可決・成立することも多いのですが、韓国で日々提出される議案の内容を見ると、行政庁と緻密な調整を実施した良く練られた法案もあれば、改正趣旨が分かりづらい法案もあります。そして、法案が提出されても、必ずしもそのまま可決・成立するわけではなく、大幅に修正が入ったり、廃案になったりすることが珍しくありません。

また、複数の法律に似た改正内容を導入する場合でも、さみだれ式に導入されることがよく見られます。

たとえば、近年韓国の知的財産法には、いわゆる懲罰的損害賠償が導入されていますが、特許法、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律は、2019年7月9日施行であったのに対し、商標法、デザイン保護法では2020年10月20日施行であった例がありました。

### 4. 終わりに

韓国の法改正手続きは、議員立法が多い点で民主的であるともいえる一方、法案が提出された後もその内容が大きく変動することから、監視負担が大きいという見方もできます。韓国の法改正をウォッチングする際には、日本との違いに留意が必要です。 

日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾（特許庁出向者）  
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職

## 韓国デザイン保護法の保護対象拡大



韓国のデザイン保護法（日本の意匠法に当たる）が一部改正され、2021年10月21日に施行されます。本改正は、日系企業にとって有益な内容を含んでいますのでご紹介します。

### 1. 日本の意匠法改正（2020年4月1日施行）

2021年10月21日施行の韓国デザイン保護法の改正は、2020年4月1日に施行された日本の意匠法改正の一部と軌を一にしているため、まず、日本の意匠法改正についてご説明します。同改正には、多くの改正項目が含まれていますが、代表的なものとして、以下の3つが挙げられます。

#### (1) 保護対象の拡充

従来、意匠法の保護対象は「物品」に限られ、不動産や固体以外のものなど、「物品」でないものは保護されませんでした。改正により保護対象を拡充し、新たに「画像」、「建築物」、「内装」のデザインについても、登録ができるようになりました。

- ① 物品に記録・表示されていない画像デザインも保護できるよう、「画像」そのものも保護対象に

壁に投影された画像



身体に投影された画像



出所：日本国特許庁「令和元年意匠法改正の概要」

- ② 不動産である建築物のデザインも保護できるよう、「建築物」も保護対象に

店舗建築(不動産)



ホテルの建物(不動産)



出所：日本国特許庁「令和元年意匠法改正の概要」

- ③ 複数の物品、壁、床、天井等から構成される「内装」のデザインについても、一意匠として登録可能に

#### (2) 関連意匠制度の拡充

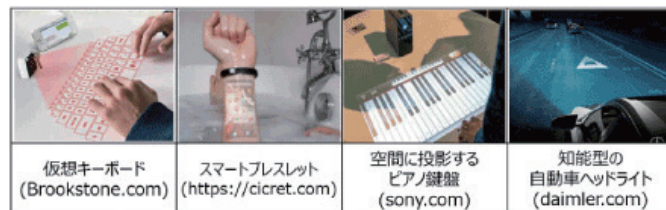
従来、関連意匠の出願可能期間は、本意匠の意匠公報発行前まで（本意匠の出願から8カ月程度）でしたが、改正により、基礎意匠の出願から10年を経過する日以前までとなりました。また、これまでは、関連意匠にのみ類似する意匠は登録できませんでしたが、改正により、関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録が認められることとなりました。

#### (3) 意匠権の存続期間

従来、意匠権の満了日は、「登録日から20年経過した日まで」でしたが、改正により、「出願日から25年経過した日まで」ととなりました。

### 2. 韓国デザイン保護法の改正

2021年10月21日施行の韓国デザイン保護法の改正は、前述の日本の意匠法改正の(1)保護対象の拡充のうち、「画像」そのものを保護対象とすることが含まれています。これにより、韓国でも日本と同じく、物品以外の場所に投影される画像（GUI）そのものが保護されるようになりました。韓国特許庁は、改正法の国会可決直後の2021年3月25日付プレスリリースで、「デジタル技術を活用して創作した知的財産権の保護に対する転機を迎えることができた」としています。



出所：韓国特許庁2021年3月25日付プレスリリース

一方、韓国改正法には、(1)保護対象の拡充のうち、「建築物」、「内装」のデザイン、(2)関連意匠制度の拡充および(3)意匠権の存続期間については含まれておらず、日韓で差が出ることになりました。IPG

日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾（特許庁出向者）  
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職